新たな水際措置（28・29）における外国人の新規入国申請手続き概要

※JATAにて修正

日本国内
外国人新規入国オンライン申請

受入責任者

法人　個人事業主

旅行業者等
※JATAにて追記

① オンライン上での申請
(誓約事項の同意)

② 受付済証のオンライン交付

厚生労働省
(入国者健康確認センター)

外国人新規入国オンライン申請システム*

*ＥＲＦＳ（入国者フォローアップシステム）の拡張システム

海外現地
入国準備

新規入国外国人

③ 受付済証の送付

④受付済証を呈示して査証発給申請

⑥ 査証発給

在外公館

⑤ 申請状況の確認

⑦ 入国
入国者はスマホアプリ(MySOS)をインストール
(ファストトラック、Visit Japan Webサービスも利用可)

日本国内
入国後

新規入国外国人　**受入責任者**

⑧ スマホアプリ(MySOS)を通じて健康報告や居所確認を実施

⑨ 健康状態等入国者を管理

⑩ 問題発生時に緊急連絡等を実施

厚生労働省
(入国者健康確認センター)

ERFS
(入国者フォローアップシステム)